

令和6年10月4日（金）13時30分～

交通政策審議会 海事分科会 船員部会 第1回最低賃金小委員会

【前里労働環境対策室長】

それでは、ただいまから交通政策審議会海事分科会船員部会第1回最低賃金小委員会を開催させていただきます。

私は、事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の前里でございます。よろしくお願いいたします。最低賃金小委員会の委員長が選任されるまでの間、議事を進めさせていただきます。

初めに、小委員会の設置経緯につきましてご報告いたします。

本委員会は、お手元の資料の通し番号4ページのとおり、本年8月22日付諮問第458号「漁業に関する特定最低賃金の拡大について」により諮問を受けて、当該事項の調査・審議を行うために設置されました。

これに伴い、船員部会長より本委員会の委員8名の指名がございました。本委員会の名簿は資料の通し番号2ページの委員名簿のとおりでございます。

それでは、ここで本日ご出席の委員の方々をご紹介します。

まず、公益を代表する委員として、野川委員です。

【野川委員】 野川でございます。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 関係船員を代表する委員として、遠藤委員です。

【遠藤委員】 遠藤です。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 釜石委員です。

【釜石委員】 釜石です。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 深野委員です。

【深野委員】 深野です。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 続きまして、関係使用者を代表する委員として、尾崎委員です。

【尾崎委員】 尾崎と申します。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 中津委員です。

【中津委員】 中津でございます。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 谷地委員です。

【谷地委員】 谷地です。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 続きまして、水産庁及び事務局の船員政策課からの出席者をご紹介します。

水産庁資源管理部管理調整課の水川課長です。

【水川水産庁資源管理部管理調整課長】 水川です。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 角野船員政策課長です。

【角野船員政策課長】 角野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 岩下労働環境技術活用推進官です。

【岩下労働環境技術活用推進官】 岩下でございます。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 本日の出席者につきましては、以上でございます。

本日の小委員会は、委員８名中７名のご出席となりますので、船員部会運営規則第１３条において準用する同規則第１０条第１項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。資料は２７ページ物で各ページの右下に通し番号を振っておりますので、ご確認をお願いいたします。不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、議題１、委員長の選任についてですが、船員部会運営規則第１５条において準用する同規則第１２条第６項によりまして、本小委員会に属する交通政策審議会委員及び公益を代表する臨時委員のうちから選任することとされております。いかがいたしましょうか。

【釜石委員】 野川委員に委員長をお願いしてはいかがかと存じます。

以上でございます。

【前里労働環境対策室長】 ありがとうございます。

ただいま、野川委員を委員長にとのご推薦がございましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【前里労働環境対策室長】 ありがとうございます。

それでは、野川委員に委員長をお願いすることといたしまして、今後の議事の進行については、委員長にお願いしたいと存じます。野川委員長、よろしくお願いいたします。

【野川委員長】 それでは、ただいま委員長に選任されました野川でございます。皆様のご協力を得まして、審議が円滑に進みますよう努めてまいりますので、ご協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議事を進めてまいります。

初めに、諮問の趣旨につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

【角野船員政策課長】 諮問の趣旨についてご説明申し上げます。

最低賃金の設定漁業業種の拡大のため、本年8月の船員部会で「漁業に関する特定最低賃金の拡大について」の諮問を行い、交通政策審議会海事分科会船員部会の下、最低賃金小委員会を設置し、そこで最低賃金の未設定業種である中型いか釣り漁業及び以西底びき網漁業について、漁業業種の拡大の適否をご審議いただくこととなりました。このため、本小委員会におきましてご審議いただき、船員部会に審議結果をご報告いただきますようお願い申し上げます。

【野川委員長】 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移りたいと存じます。議題2、最低賃金制度について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 資料2、通し番号6ページをご覧ください。最低賃金制度の概要ですが、一番上の目的のところをご覧ください。賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすると、最低賃金法第1条にうたわれております。

次に、船員の最低賃金ですが、最低賃金額の設定欄をご覧ください。こちらに記載がありますとおり、時間、日、週または月と書いてございます。こちらの単位での最低賃金額の設定が可能となっております。ただし、船員に関してのみ可能な設定でございまして、その下、米印にありますとおり、労基法適用労働者は時間の設定のみとなっております。船員に関しましては、このように時間、日、週または月となっておりますが、現在は、一度、出航しますと数か月戻ってこないといった特殊性等を考慮しまして、月額のみを設定となっている状況でございます。

次に、最低賃金の種類です。特定最低賃金と記載してございます。労基法適用労働者は、この特定最低賃金に加えまして、地域別最低賃金が設定されておりますが、船員に関しま

しては、特定最低賃金のみの設定となっております。

次に、賃金の適用範囲でございます。算入すべき賃金は、代表的なものでいいますと、職別本給と、下から2つ目にある航海日当がございます。漁業特有のものでいいますと、上から2つ目の歩合給がございます。この歩合給についても最低賃金額に含めるということとで過去より整理してございます。

算入しない賃金につきましては、右にありますとおり、時間外の手当、休日出勤手当、さらに臨時的に発生した作業に伴うものといったものや、結婚手当、退職金など、通常労働以外に発生する賃金といったことで分けをしてございます。この分け方は最低賃金が設定されている別の業種、内航船や旅客船といった他の業種も含め、考え方は共通のものとなっております。

一番下の最低賃金額の減額の特例とありますが、これは最低賃金法の中でこのような特例の規定を設けておりまして、分かりやすいところでいいますと、下から2番目、所定労働時間の特に短い者というのがございますが、例えば会社に常用雇用されているけれども、月に10日しか働かないといった場合に、最低賃金額は月額でしか設定されておきませんが、月額を満額払うのはきついというような場合に、事業者が国に対して特例の申請を行い、許可を受けた場合には、その労働者については、1か月を30日とした場合に、働くのは10日ですから、最低賃金額の3分の1の額以上を毎月払えば違反になりませんよという特例制度がございます。

次に、通し番号7ページをご覧ください。こちらは、船員の最低賃金の種類と最低賃金額でございます。最低賃金の種類ですが、右の船員法適用対象でございますが、特定最低賃金は月額としてございます。中央、地方と記載がございますが、中央というものは全国一律に適用しているものでございまして、現在は全国内航鋼船運航業、海上旅客運送業、かつお・まぐろ漁業、大型いか釣り漁業、これが中央の最賃として設定されております。地方と記載がございますが、これは現在、全国を11区分に分けておりまして、それぞれの地域ごとに最低賃金を設定しているというものでございます。内航鋼船運航業、海上旅客運送業は、中央にも記載がございますが、基本的に地方では100トン未満の船舶といった区分けとなっております。その他、地方でいいますと、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業といったものが設定されております。

次に、下の船員の最低賃金額をご覧ください。月額で設定されておりまして、右側のかつお・まぐろ漁業、大型いか釣り漁業ですが、共に20万3,300円となっております。

下の地方ですが、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業は、11区分の各地域で設定してございますので、記載のとおり、最低賃金額に幅があるといった状況でございます。

説明は以上となります。

【野川委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと存じます。議題3、最低賃金小委員会で定める事項について、事務局からご説明をお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 資料3、通し番号8ページをご覧ください。こちらは、最低賃金小委員会で定める事項でございまして、全部で5項目ございます。1つ目、1の適用する地域区分でございます。1つ目の丸で全国（国土交通大臣が全国一律で定めるもの）または各運輸局管轄（各運輸局長が管轄区域ごとで定めるもの）がございます。2つ目の丸では、それをどのように決めるのかといったことですが、これまで適用する地域区分は、以下の3つの考慮事項、操業区域、漁獲物の水揚げ港、労働市場といったものを基に総合して判断している状況でございます。

次に適用する使用者の範囲でございます。1つ目の丸、船員法第1条の船舶。2つ目の丸、漁業の許可及び取締り等に関する省令において各号ごとに定められた漁業を基に漁業業種を設定しているという状況です。

次に、3と4と5ですが、こちらは最賃設定4漁業業種の共通内容でございまして、3の適用する船員の範囲、4の適用する期間、5の最低賃金に算入しない賃金の範囲ということで、こちらに掲げられているとおりとなっております。

次の9ページをご覧ください。こちらは最低賃金額設定4漁業業種の比較でございます。現在、設定されております、かつお・まぐろ漁業、大型いか釣り漁業、大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業でございますが、適用する地域については、先ほど申し上げましたとおり、かつお・まぐろ漁業、大型いか釣り漁業が全国、大中型まき網漁業と沖合底びき網漁業は各運輸局の管轄区域となっております。

2の適用する使用者につきましては、下線が引いてあるとおりですが、かつお・まぐろ漁業については、漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第12号に掲げる漁業、大型いか釣り漁業につきましては、同省令第2条第17号に掲げる漁業、そのうち総トン数200トン以上のものを大型いか釣り漁業としており、大中型まき網漁業、沖合底びき

網漁業についても同様ですが、これらの漁業の用に供する漁船の船舶所有者が適用する使用者の範囲となっております。

次に、10ページをご覧ください。5に第3項の船員に係る最低賃金額と書いてございます。こちらは先ほど8ページのほうで最低賃金小委員会で定める事項の中にはなかった項目でございまして、最低賃金額の設定というのは、この小委員会で適用拡大することの適否について、拡大するという承認をいただいた後に、実際に最低賃金額を決定する場合には、別な会議体である最低賃金専門部会を立ち上げまして、そちらのほうで最低賃金額の議論をしていただくということになっております。そういう意味では、こちらの9ページから10ページに掲げています1、2、3、4、6の5項目について小委員会で定めていただく必要があるということでございます。

説明は以上となります。

【野川委員長】 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと存じます。議題4、中型いか釣り漁業及び以西底びき網漁業の現状について、水産庁からご説明をお願いいたします。

【水川水産庁資源管理部管理調整課長】 水産庁です。資料4、通し番号でいいますと11ページをご覧ください。

2つありますが、まず1つ目のいか釣り漁業の概要からご説明いたします。いか釣り漁業、その名のとおりですが、釣りという漁法によって、いかを釣る、いかを捕ることを目的とした漁業。総トン数でいえば30トン以上の動力漁船で行うものという漁業でございます。これは昭和47年から承認漁業とされていますが、平成14年から大臣許可という枠組みの下で行われている漁業と。米印にあるとおり、平成14年に中型いか釣りというカテゴリーと大型いか釣りというカテゴリーが統合されて、許可体系としては、今、いか釣り漁業という形になっています。先ほどちょっとご説明があったとおり、大型いか釣りについては、もう最低賃金については導入済みということですので、中型いか釣り、いわゆる旧中型いか釣り漁業に関しての今回の最低賃金の導入に関する議論ということになるかと事実上は思います。

それから、漁期です。シーズンとしては、6月頃から翌年の2月末の間に、日本海や北太平洋の我が国EEZであったり、あるいは公海といった場所で操業しております。下のほうに表がありますけれども、現在の許可隻数は全部で46です。そのうち、いわゆる旧

中型いか釣り漁船というのは40隻という数になってございます。その絵にあるとおり、基本的には疑似餌を使って、夜に集魚灯を使って、いかを寄せて、釣って、捕っていくというタイプの漁法ということになります。

それでは、もう1ページおめくりください。12ページです。現状についてなんですが、いか釣り漁業、その名のとおり、いかを対象ではあるんですが、主として、スルメイカ及びアカイカを漁獲するという漁業になっています。ただ、説明にあるとおり、近年非常にスルメイカの不漁という状況がございまして、経営的には非常に苦しい状態に現在置かれていると。スルメイカが捕れなくなってきたというのは、その下のグラフ、漁獲量の推移なんかを見ていただければ明らかなとおりなんですが、ここ数年、四、五年の間に非常に落ちていると。これは海洋環境の変化等々いろいろな要因があると言われておりますけれども、実際に捕れていないという状況があつて、スルメイカが捕れない中で、ほかのいか、何か捕るものがないかという流れの中で、現在はアカイカ、下に写真がありますけれども、比較的大型のイカ、太平洋の公海なんかで捕れるようなタイプの比重が結果として高くなっているという状態であります。

続きまして、13ページをご覧ください。もう一つのほう、以西底びき網漁業という漁業種類がございます。この以西底びき網漁業、東シナ海を中心に2隻の船で網を引っ張って、主に少し水深の深いところにいるようなマダイですとかキダイですとかいった魚を捕るような漁法でございます。以西というのは、13ページの右側の操業海域の図を見ていただくと、赤い線が引かれているところより西側で行われています。一番東側のラインが、大体、東経128度30分ぐらいで、ここよりも西側以西で行われている底びき網漁業ということで、以西底びき網と呼ばれております。現在、許可隻数は8隻となっております、当時はもっとすごたくさんあったんですけども、今、大分少なくなってしまうと。

次のページをご覧ください。その以西底びき網漁業の現状がそこに書かれてございますけれども、底びきという名のとおり、比較的底のほうにいる、水深150メートルぐらいの辺りにいるようなキダイですとかマダイですとか、そういった魚を漁獲の対象としている漁業でございます。ただ、漁獲量等々見ていただくと、低迷傾向というか、低下傾向にあるという状態です。これは東シナ海に展開してくる外国漁船、特に中国漁船との漁場競合という問題ですとか、それに依拠するような資源の状態が悪化しているとかといったような多々苦しい要因もございまして、漁獲量は減少傾向を示しているという状況になって

ございます。

以上、簡単でございますけれども、説明は以上でございます。

【野川委員長】 ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移ります。議題５、中型いか釣り漁業及び以西底びき網漁業の賃金実態について、事務局からご説明をお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 資料５、通し番号１５ページをご覧ください。こちらは、漁業（中型いか釣り）船員賃金実態調査でございまして、中型いか釣り漁業の漁船に乗り組む船員のうち、１人歩または１人歩以上で最も１人歩に近い乗組員に対して、令和５年１月から令和５年１２月までの１年間の乗船中における月額給与を調査集計したものでございます。賃金の支払い形態及び船舶隻数でございますが、一番右の計のところをご覧くださいますと、固定給プラス歩合給といったものが、３０隻でございます。固定給のみというのはありません。全歩合給のみが４隻あったという状況でございます。

次に、１６ページをご覧ください。実際に支払われた月額報酬額はいかほどかといったところでございますが、報酬の高かった順に並べてございます。１７ページの３４番目、最も低かった額としましては、合計２８万１,２７６円となっております。

その下に集計項目の説明とありますが、この表の見方を説明させていただきます。（１）支払われた報酬のうち、基本となる固定的給与は本給（基本給）欄に記載してございます。歩合給については、歩合給欄に記入してございます。一番右の計は、単純にこの本給と歩合給を足し上げたものではなくて、さらにほかの要素のものを含んでおります。それが（２）でございます。表中の計欄は、本給、歩合給、ほかに家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当を含んだ額がこの一番右の計ということで、最低賃金額の適用のある額ということでございます。

次に、１８ページをご覧ください。こちらは、漁業（以西底びき網）船員賃金実態調査でございまして、以西底びき網漁業の漁船に乗り組む船員のうち、１人歩または１人歩以上で最も１人歩に近い乗組員に対して、令和５年１月から令和５年１２月までの１年間の乗船中における月額給与を調査集計したものでございます。集計の結果としましては、６隻全て、全歩合給という状況となっております。

実際に支払われた賃金ですが、１９ページをご覧ください。６隻について２隻ずつ同じ数字を掲げていますが、２隻で同時に操業するという形態となっておりますので、もらう

賃金も同じ額という結果となっております。集計項目の説明は、先ほどの中型いか釣りと同様でございますので、割愛させていただきます。

説明は以上となります。

【野川委員長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

では、次の議題に移りたいと存じます。議題6、最低賃金小委員会で定める事項について、①各項目に係る設定の考え方、②事務局案について、それぞれ事務局からご説明をお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 資料6①、通し番号20ページをご覧ください。こちらから、実際にご議論いただくものの考え方等を説明してまいりたいと思います。

まず、小委員会で定める事項は5つあると申し上げましたが、1つ目、適用する地域区分の考え方でございます。上の1つ目の丸、全国（国土交通大臣が全国一律で定めるもの）または各運輸局管轄（各運輸局長が各管轄区域ごとで定めるもの）といったもの。2つ目の丸、これまでの適用する地域区分は、以下の3つの考慮事項を基に総合して判断するというので、この①から③まで記載のとおりでございます。

現在の設定業種、かつお・まぐろ、大型いか釣り、大中型まき網、沖合底びき網については、区分を考える要素欄にあります3つの考慮事項をこの表のとおり整理して、現在に至っております。漁場の範囲、地域・限定または広域・共通といったところですが、操業区域が地域・限定なのかもっと広い範囲の広域なのかといったところがございます。水揚げの場所、これも地元である程度、固定されているのか、それとも全国的にどこでも水揚げができるのかといったところの判断。そして、一番右の漁船員の雇用。地元雇用なのか、広範囲から雇用しているのかといったところで、この3要素がいわゆる広域、全国となっておれば中央最賃、逆に地域限定ということであれば地方最賃に分けて現在に至っているという状況です。

下の今回の想定設定業種ですが、適用する地域区分については、以下のとおり設定することが適当ではないかということで、これまでの考え方を当てはめた場合にどのようなのか、まとめたものでございます。中型いか釣りにつきましては、中央最賃としております。こちらは、上の大型いか釣りと同様でございまして、操業の実態としては、大型いか釣りと変わることはほとんどないと考えております。一部、大型いか釣りのほうで、操業できない範囲というのは設定されていると聞いておりますが、基本的に大型いか釣り

中型いか釣りといったところで、この３つの区分を考える要素を見たときに違いはないだろうというところで同様にしております。その下、以西底びき網ですが、こちらは、地方最賃に区分しております。まず漁場の範囲ですが、先ほど水産庁様より説明がありましたとおり、主に東シナ海を漁場にしているということで、一定の場所にしか行かないということで地域限定としております。水揚げの場所も一定の場所で、固定されているということと、漁船員の雇用に関しましては、地域的（地元）と書かせてもらいましたが、おおよそ九州地方、そういうところでの地元での雇用が多いと伺っておりますので、地方最賃ということで整理をさせていただいております。

次に、２１ページをご覧ください。２つ目の適用する使用者の範囲の考え方でございます。上の一つ目の丸、船員法第１条の船舶であり、２つ目の丸、漁業の許可及び取締り等に関する省令において各号ごとに定められた漁業を基に漁業業種を設定してございます。今回、ご議論いただくいか釣り漁業ですが、現在設定されている大型いか釣り漁業に関しましては、まず、船員法第１条に規定する船舶であって、省令第２条第１７号に掲げる漁業のうち総トン数２００トン以上の動力漁船により、釣りによっていかを捕ること目的とする漁業のことを言っておりますが、今回の想定している範囲としましては、総トン数３０トン以上２００トン未満の中型いか釣り漁業を含めまして、省令第２条第１７号において、総トン数３０トン以上の動力漁船により釣りによっていかを捕ることを目的とする漁業と設定してございます。よって、まとめとしまして、適用する使用者の範囲は、大型いか釣り漁業及び中型いか釣り漁業の範囲を満たす省令第２条第１７号に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者とすることが適当ではないかと考えている次第です。

次に、底びき網漁業ですが、現在、沖合底びき網漁業は、各運輸局の管轄区域の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者のうち、沖合底びき網漁業（省令第２条第１号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者と設定をしております。

今回の想定範囲としまして、まず、沖合底びき網漁業は、省令第２条第１号に掲げられているもので、底びき網を使用して行う漁業であり、２つ目のポツにありますとおり、以西底びき網漁業は省令第２条第２号において、総トン数１５トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業と規定されております。この省令においては、沖合底びき網漁業と以西底びき網漁業は区分けされて設定されているという状況です。適用する使用者の範囲ですが、九州運輸局の管轄区域とここに書いておりますが、現在、以西底びき網漁業

事業者は九州運輸局管内にしか存在しないということで、このように書かせていただいております。まとめとしまして、九州運輸局の管轄区域における沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業の範囲を満たす省令第2条第1号及び第2号に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者とすることが適当ではないかと考えている次第です。

次に、22ページをご覧ください。3つ目ですが、その他事項の考え方として、上から適用する船員の範囲でございますが、適用する使用者に雇用されている船員であって、実際に2の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験または年少などの理由により、1人歩船員に達しないとみなされる船員を除くと。あくまで適用されるのは1人前になった方、1人歩以上の者に適用するとしてございます。

次に、適用する期間ですが、当該漁業業種に係る雇入契約期間。ただし、雇入契約において報酬の一部または全部が歩合によって支払われる船員については、歩合給の算定の基礎となる期間としてございます。

次に、最低賃金に算入しない賃金の範囲ですが、①から⑤までございます。最低賃金に算入しない賃金として、①通常の労働日以外の日の労働、通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払う割増手当。②通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など。③予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など。④1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金。⑤通勤手当及び実費弁償として支払える交通費、旅費、その他これに類するもの。この5つは最低賃金に算入しない賃金の範囲として設定をしてございます。まとめとしまして、今回の想定設定内容ですが、最低賃金設定の4業種の共通内容のため、今回設定についても同様に定めることが適当ではないかと考えている次第です。

次に、23ページをご覧ください。漁業種の名称の考え方、先ほどいか釣り漁業や底びき網漁業と申し上げましたが、その名称の考え方でございます。現在の名称の考え方、大型いか釣り漁業、こちらは省令第2条第17号に規定するいか釣り漁業のうち、200トン以上の大型船に限定していることから、大型いか釣り漁業としています。今回の名称としましては、適用する使用者の範囲を省令第2条第17号に規定するいか釣り漁業の用に供する総トン数30トン以上の漁船の船舶所有者に拡大したいと考えておりまして、その結果、いか釣り漁業と設定することが適当ではないかと考えている次第です。

次に、底びき網漁業でございます。現在の名称の考え方、沖合底びき網漁業としていまして、省令第2条第1号に規定する沖合底びき網漁業として設定をされております。今回の名称をどのようにするかといった点ですが、九州運輸局の管轄区域における適用する使用者の範囲を、省令第2条第1号に規定する沖合底びき網漁業及び同条第2号に規定する以西底びき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者に拡大することから、九州運輸局のみ、底びき網漁業と設定することが適当ではないかと考えている次第です。

次に、24ページですが、こちらは、いか釣り漁業について、25ページは底びき網漁業について、ただ今、ご説明申し上げたものを一覧にまとめたものとご理解いただければと思います。

資料の説明は以上となります。

【野川委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特にございませんか。

そうしましたら、私からちょっと補足的に申し上げたいと思います。今回、この委員会が目的といたしますのは、提示された最低賃金の対象の拡大がテーマとなっております。これについてちょっとコメントいたしますと、最低賃金制度は、先ほど事務局からもご説明がありましたように、陸上の労働者につきましては、原則として地域別最低賃金制度というものがございます。そういたしますと、これは包括的に当該、具体的には自治体、都道府県に居住して、そこで働いている労働者に包括的に適用されるものでございますので漏れがないんです。例えば東京都で働いていれば、どのような業種で働いていようと、その人に最低賃金がある。だから、今、働いているサラリーマンなりOLなり、いろいろなアルバイトの学生も含めて、自分の今の最低賃金額は幾らだろうかといえ、その都道府県の最低賃金額を見れば、それが適用されてすぐ分かるわけです。こうした地域別の最低賃金に加えて、当然、陸上労働者についても、先ほどご説明ありましたように特定最低賃金といって、業種ごとに最低賃金が決まる場合もありますが、これは業種や働き方、業務の特殊性等を理由として、地域別の最低賃金をそのまま適用するのにはなじまないと判断されたものについて、業種ごとに改めて設定されるものでございます。

例えば、一般旅客自動車運送業には特定最低賃金がございます。これはそういった理由によって設定されているものでございますが、もしそのような労働者の特定最低賃金がない

かったとしても、当然、地域別最低賃金は適用されますので、最低賃金額は陸上で働く労働者には原則として必ずある。ところが、船員法が適用される労働者について、今のこの委員会のようなことをしなければならない理由があるわけです。それは、船員法を適用される船員というのは、今、これもご説明ありましたように、船で何か月もいろいろな海域を巡って、操業し、あるいは航行するわけです。そうすると、特定の都道府県内で働く労働者、そこに限って働く労働者と同じには考えられない。そこで、地域別最低賃金というものに、そもそも事業としてなじまないという特性を持っております。そこで、特定最低賃金のみで対応するということにならざるを得ない。そうすると、特定最低賃金というのは、地域別最低賃金と異なって、業種ごとに定めることになります。そうすると、例えば船舶を持って、荷物を運ぶ業種というように、全部大ざっぱに決めることも内航船などではできますが、漁業となりますと、やはりそれぞれの船種のやっている仕事、たとえば今、いか釣りとか以西底引き網をやっていますが、あと、かつおやまぐろと、それぞれの漁業の実態がかなり異なりますので、漁業全体で一つの最低賃金を特定最低賃金と決めるということではなくて、その業種ごとに、つまりいか釣り業で幾ら、かつお・まぐろ業で幾らというふうに決めざるを得ないということになるわけです。

それで全部が網羅できれば、これは問題ないわけですが、その結果、つまり、一つ一つの細かい漁業の業種ごとに決めざるを得ないので、漏れが出てきてしまうわけです。したがって、今まで、特に漁船に乗り組む船員につきましては、最低賃金法が適用される労働者であるにもかかわらず、つまり最低賃金が存在しなければいけない労働者であるにもかかわらず、具体的な最低賃金額が決まっていないという極めて異質なタイプの労働者が存在してしまっていた。これはやはり望ましくないことですので、徐々に徐々にこういう労働者をなくしていくために、この特定最低賃金の拡大を目指していこうということになっているわけでございます。その一環として、今回、この中型いか釣り業と以西底引き網について、まず、この特定最低賃金をきちんと適用していこうという趣旨で話し合っているわけでございます。だから、これは陸上の厚生労働省管轄の最低賃金の適用を受ける労働者についてとは全く別の観点からの対応が必要となるということになります。

なお、船員法を適用されない船、とりわけ例えば湾内だけを航行するとか、ごく特定の短い区域だけを沿岸で、荷物を運ぶとかそういう、数トンの船であるとかいった労働者については、船によって働くということは変わりなくても、地域別最低賃金が適用可能なわけです。特定の地域で事業を行っていますので。ですから、船に乗っている船員全員では

ありませんが、船員法が適用になる船員については、やはりこういう形で、最低基準を決めていくということになり、特に漁船については、今、申し上げましたように、もういろいろな細かな漁業の種類がありますので、それごとに決めていかなければならないという事情から、今、この委員会が設定されたということでございます。

ちょっと言わずもがなのことかもしれませんが、少し説明を加えさせていただきました。
どうぞ。遠藤委員、お願いします。

【遠藤委員】 今、野川委員長から補足説明も加えて、最低賃金の考え方等、説明がありましたけれども、やはり最低賃金が船員法適用の船員に対しての最低賃金がない、存在していないということが問題ということで問題提起がなされておりますので、ぜひともほかの漁業種についても、早急に検討いただき、実施できるような体制づくりを整えていただきたいと思います。

それから、平成27年に開催されております漁業最低賃金小委員会において、全ての漁船員について最低賃金額を定めることに向けた検討の場を設置し、早急に検討が進められることが望まれるとされておりますので、本小委員会の取りまとめにおいても、全漁業種への最低賃金額の設定に注力する旨、答申に盛り込んでいただきたいと思いますと考えております。

以上です。

【野川委員長】 ありがとうございます。

もちろんそのような方向で検討を進めていきたいと存じます。僭越ですが、私は『労働法』という体系書をもう5年以上も前に出しましたが、その中にも、残念ながら、漁業中心に最低賃金法が適用されるのに最低賃金が決まっていない労働者が1万数千人いるということで、これはゆゆしい事態であるとして書いてありますので、そういった観点からも、私の責任においても、全ての労働者に最低賃金額が決まるように進めてまいりたいと思います。その一環としてこの委員会が機能できればと思いますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、特にほかになれば、次回。どうぞ、中津委員。

【中津委員】 全国いか釣り漁業協会の中津でございます。

せっかくの機会なので、野川委員長からの今のご説明がありまして、最低賃金制度があるけれども、それを適用されていない漁業者がいるというのは確かに私もそう思っていて、いか釣り漁業には限りませんが、現在、働いていただける乗組員を大事にしていかないと、乗ってくれる人がいないという問題もございます。船内の環境整備も今さらなが

ら一生懸命やっているんですけれども、やはり、この公的な制度の中で給料を担保していくということは乗組員の安心、それから新規就業者の増加にもつながっていくのではないかと期待もしております。

今日いただいた事務局案でございますけれども、確かに漁場は共通ですし、水揚げ場所も、値段によって少し変えますけれども、大体、所属の港に揚げます。乗組員については、八戸の船は八戸の方が乗っているし、ここは地域的なところもあるし、中央でそこで雇われて乗っている方もいらっしゃる、ちょっといろいろな現状がございます。今のご提案を、できましたら、もう一度、うちの中でも検討させていただきまして、次回にでもご返答させていただければと思っております。

【野川委員長】 ありがとうございます。

労使からそれぞれ大変前向きなご意見が出まして、大変有益なことと思っております。ほかにございますか。

では、特になければ、次回、答申の決定に向けた議論をすることにしたいと存じます。事務局案につきまして、何かございましたら、遅くとも10月11日までに、書面にて事務局である船員政策課までご連絡いただきますようお願いいたします。

これで本日の予定された議題は全て終了いたしました。ほかに何かございますか。

よろしいでしょうか。よろしければ、事務局にお返しいたします。

【前里労働環境対策室長】 ありがとうございます。

次回の小委員会の開催日程についてでございますけれども、10月21日月曜日、時間につきましては、あらかじめ14時半としてご案内しておりましたが、30分遅らせていただき、15時より開催したいと考えております。場所は今回とは異なりまして、3号館8階の特別会議室で開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【野川委員長】 それでは、以上をもちまして第1回最低賃金小委員会を閉会いたします。本日は、お忙しいところ、委員の皆様にはご出席賜り、ありがとうございました。

— 了 —